

滞納は不公平！滞納者〇をめざします！

国民健康保険税を滞納したら保険証は？

特別な事情もなく、納税相談にも応じないで国保税を滞納している世帯には、通常の保険証ではなく、「6カ月証」「3カ月証」といった有効期限の短い保険者証を交付しています。さらに、滞納が1年以上続いた世帯には、保険証のかわりに資格証明書を交付します。

これは、国民健康保険加入者であることを証明するもので、受診の際は保険証と同様に医療機関へ提示しますが、この場合、医療費は一旦全額自己負担しなければなりません。

申請すると、特別療養費として保険者負担額（医療費の7割）が払い戻しされます。

申請は各総合支所で行っておりますので、領収書、印鑑、世帯主の口座番号が分かるもの（郵便局不可）を持参してください。詳細については医療保険課までお問い合わせください。

差し押え等の滞納処分を受けることにならないように早めのご相談を！

経済的、特別な事情などで納付期限内に納めることができない方は、税務課徴収対策班にて納税についての相談を行っていますので、差し押え等の滞納処分を受けることにならないように早めにご相談ください。

◆問い合わせ

- 税務課 徴収対策班 ☎0820 (74) 1031 (直通)
- 医療保険課 医療保険班 ☎0820 (77) 5502 (直通)

納税相談について

(固定資産税) 償却資産の申告について

毎年1月1日現在、農業・漁業、会社や個人で工場・商店などを経営される方で、その事業に用いる機械・器具・備品等の償却資産をお持ちの方は、毎年1月31日までに市町村長に申告することが義務づけられています。（地方税法383条）  
\*事業を廃止・休業された場合も申告は必要です。

◎提出の期限

（提出期限）平成19年1月31日(水)

◎提出先

周防大島町役場税務課課税第2班、各総合支所・出張所

郵送される場合で、受付印を押してある償却資産申告書（申告控）の返送を希望される方は、返信用切手を貼付した封筒を必ず同封してください。

なお、前年度以前から申告している方には、平成18年度に申告した償却資産が印刷されている償却資産一覧表を送付しています。

初めて申告される方で手元にならぬ方には、こちらから送付させていただきますので、ご連絡ください。

また、ご不明な点、詳しい内容は、税務課課税第2班までお問い合わせください。

申告書受付後、国税申告書（確定申告）等の調査により修正申告をしていただく場合がありますので注意してください。

◎注意点

※固定資産税の償却資産は確定申告の減価償却と別個の申告となります。

※正当な理由なく申告をしなかった場合、地方税法第386条の規定により（町税条例第75条）過料を科せられることとなります。（固定資産に係る未申告に関する過料）  
なお、申告書の発送につきましては、12月下旬を予定しています。



■問い合わせ

税務課 課税第2班  
☎0820 (74) 1008  
(直通)